



# 「ありがとう」で いっぱい10年間

市では、新市制10周年記念にちなみ「みなさんの「10」にまつわる話」を募集しました。今回は、乳がんを告知されて10年、そして、支えてくれた家族と友人へ「ありがとう」を応募してくれた木屋（きや）恵美子さんを取材しました。

■問い合わせ先 秘書政策課広報・報道担当 ☎(36)1055

## 「あれ？ おかしいかな…」乳がん告知

「少し腫れているのかな？」と初めは思ったものの、それほど深刻に考えず過ごしていたという木屋さん。平成15年2月のある日、ふと、自己触診してみると「しこり」を見つけました。すぐに、病院へ行くと、良性腫瘍という診断。しかし、納得がいかず、がんセンターで詳しい検査をした結果、脇のリンパに転移していることが分かりました。その時、木屋さんは「死」を覚悟したと言います。



乳がんを克服し、  
毎日を大切に生きる木屋さん

まずは、手術前の治療として、抗がん剤投与を始めましたが、思うような結果が出ず、担当医から2回目「やめようか」という提案がありました。さらに、副作用によるひどい嘔吐（おうと）、食事ができない日々。「髪の毛は抜け、自身も不安で挫折しそうです」とつらい思いを話してくれました。

## 「ありがとう」という言葉が大好きです ～1冊の本との出会い～

入院中、木屋さんはある本と出会い衝撃を受けました。それは、同じ2つの水に、一方には「ありがとう」、もう一方には「ばかやろう」という言葉をかけ続けると、「ありがとう」と言葉をかけた方は、美しい水の結晶になるという内容の本です。

「どうせ死ぬなら、きらきらの私で死んでやろう」と覚悟を決め、先生にもう一度、抗がん剤投与をお願いし、抗がん剤にも「ありがとう」と言いながら、治療に臨んだそうです。不思議なことに効果が表れ始め、全8回の抗がん剤投与後、手術も無事に終わった最終検査結果の日に、担当医から「がんが消えています。転移はありません」と言われました。木屋さんは「これも、闘病中、励まし、時には一緒に泣いて支えてくれた家族や友人たち、同じ病気で一緒に闘った友人たち『みんなのおかげ』と感謝で涙が止まりませんでした」と笑顔で話してくれました。

## どう生きるかは自分次第 ～どんな苦難も笑顔で私らしく～

今も、年に一度通院しながら、木屋さんはすてきな笑顔でたくさんの人を元気にしています。「あのとき、『ありがとう』に気がつくことができず泣いてばかりだったら、今の自分はないかもしれない。小さくても自分ができることを毎日続けることで、誰かの力になることができれば幸せです」と話す木屋さん。「今日も一日ありがとう」と、毎日を大切に生きる姿がとても印象的でした。

● 主催 創作山野草 七人会  
● 市・市教育委員会後援  
● 日時 6月28日(金) 午後1時～同5時  
● 同29日(土) 午前9時30分～午後5時  
● 同30日(日) 午前9時30分～午後4時  
● 場所 日の里コミセン  
● 内容 創作山野草盆栽、陶芸、折り紙の展示  
● 入場料 無料  
● 問い合わせ先 同会(狩生) ☎(37)2051

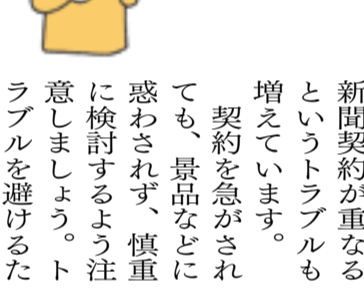
創作山野草  
盆栽七人会展

最近、長期間の新聞購読契約や先付け契約(新聞が入り出すのが数年先になる契約)に関する相談が急増しています。



■相談事例1  
新聞の購読契約が半年残っているが、来月遠方に引っ越しをする事になった。そのことを販売店に伝えると、引っ越し先で残りの期間、新聞を取るよう言われたが、応じないといけないのか。

■相談事例2  
昨年亡くなった父が、今年の4月から2年間の新聞購読契約をしていた。母は入院している。



■アドバイス  
訪問販売で新聞の購読契約をした場合、契約した日から8日間はクーリング・オフで無条件解約ができます。しかし、クーリング・オフの期間を過ぎると、契約者死亡や家族全員で市外に引っ越しした場合などを除き、自己都合を理由に解約することは困難です。契約者が死亡しても家族が同居している場合は、簡単に解約できません。長期間の契約では、家庭の状況や健康上の問題などで事情が変わる可能性も考えられます。先付け契約では、契約したことを忘れ、2紙の新聞契約が重なるというトラブルも増えています。契約を急がされる場合、景品などに惑わされず、慎重に検討するように注意しましょう。トラブルを避けるため、契約期間が終了する前に、契約期間がきちんと確認し、契約期間が終わるまで大切に保管してください。



宗像市消費生活センター  
転ばぬ先の杖  
☎(33)5454  
でばんじちゃん

## 新聞の購読契約は 慎重に!

■アドバイス  
訪問販売で新聞の購読契約をした場合、契約した日から8日間はクーリング・オフで無条件解約ができます。しかし、クーリング・オフの期間を過ぎると、契約者死亡や家族全員で市外に引っ越しした場合などを除き、自己都合を理由に解約することは困難です。契約者が死亡しても家族が同居している場合は、簡単に解約できません。長期間の契約では、家庭の状況や健康上の問題などで事情が変わる可能性も考えられます。先付け契約では、契約したことを忘れ、2紙の新聞契約が重なるというトラブルも増えています。契約を急がされる場合、景品などに惑わされず、慎重に検討するように注意しましょう。トラブルを避けるため、契約期間が終了する前に、契約期間がきちんと確認し、契約期間が終わるまで大切に保管してください。

### 第2・第4土曜日電話相談

市消費生活センターでは、月～金曜日の相談に加えて、第2・第4土曜日に電話相談を実施しています。利用してください。

時間 8:30～17:00 ☎(33)5454

放送大学10月  
入学生募集  
募集締切日 8月31日(土)  
\*入学相談は随時受付  
\*対象 15歳以上(全科履修生は18歳以上)  
\*その他 同大学は国がつくった通信制大学  
\*詳細は、同大学HP  
<http://www.ouj.>

国・県などから  
お知らせ

子どもの人権  
110番強化週間  
主催 福岡法務局、県人権擁護委員連合会  
期間 6月24日(月)～同30日(日) 午前8時30分～午後7時  
\*土・日曜日は午後1時～同5時  
内容 いじめ、体罰、不登校、虐待など、子どもに関する人権問題の相談

ac.jpで確認を  
資料請求・問い合わせ先  
同大学福岡学習センター  
☎092(473)1365

相談員 法務局職員  
人権擁護委員  
相談料 無料  
\*電話代は自己負担  
\*IP電話は不可  
\*その他 強化週間以外にも、月々金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分に、人権に関する相談を受け付けます  
相談先  
子どもの人権110番 ☎0120(007)110

